

土地利用調整条例とは

第1条

この条例は、敦賀市のまちづくりに関する施策の策定、開発事業の手續及びまちづくりに関して必要な事項を定めることにより、秩序ある土地利用の調整と住民主体による地区の土地利用調整を推進することを目的とします。

土地利用調整条例の構成

第1章 総則

条例の目的や、市・住民等・土地の所有者等・開発事業者の責務を定めています。

第2章 土地利用調整計画

敦賀市土地利用調整計画とその中の土地利用に関する基準などを規定しています。

第3章 開発事業の手續

対象となる開発の規模や、手續きの内容などについて規定しています。

第4章 地区まちづくり計画

住民主導によるまちづくりを進めていくためのしくみとして、まちづくり協議会の設置、地区まちづくり計画の策定などを規定しています。

第5章 表彰

良好なまちづくりに寄与したものに対する表彰制度について規定しています。

第6章 雑則

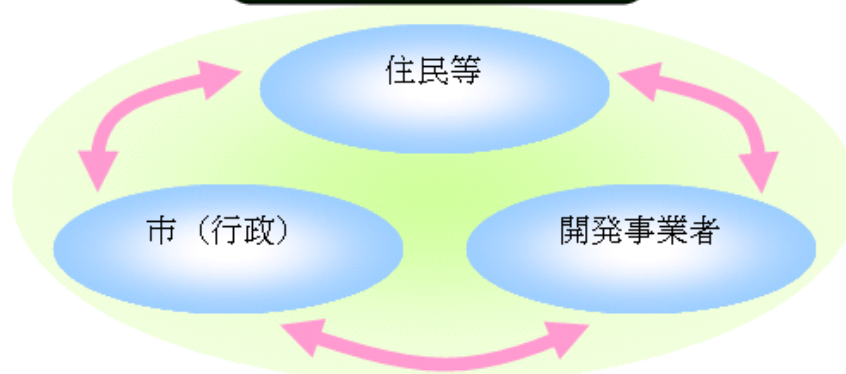
委任、その他について規定しています。

第4章 罰則

罰則で過料を規定しています。

自分たちが主体となって進める快適で住みよいまちづくりの推進

市が実施する土地利用施策への協力



土地利用施策の策定と推進

まちづくり活動の支援

市が実施する施策への協力

開発事業に係る紛争の解決